

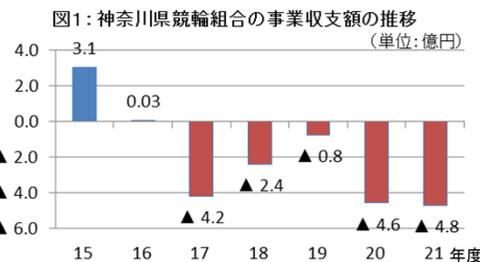
競輪開催停止経費への特例対象交付金の充当に係る神奈川県、横浜市及び横須賀市による経済産業大臣への協議について

○神奈川県、横浜市及び横須賀市は、神奈川県競輪組合（これら3県市で構成する一部事務組合）の競輪事業の撤退及び解散に伴い、これまで交付を猶予されていた交付金（特例対象交付金）を競輪の開催の停止に必要な経費に全額充当したい旨の協議書を平成27年7月に経済産業大臣に提出。
 ○経済産業大臣が本協議書に同意するに当たっては、産業構造審議会の意見を聴くことが必要（旧自転車競技法第21条第6項）。

▶産構審の意見聴取◀

1. 競輪の収支状況(21年度まで)

○神奈川県競輪組合は、17年度以降、単年度収支の赤字が続き、21年度末までの累積赤字は54億円に達した。
 ○このため、22年2月25日に経済産業大臣に22年度から26年度までの5年間の特例期間とする交付金の交付猶予を協議し、同年3月25日に同意を得た。

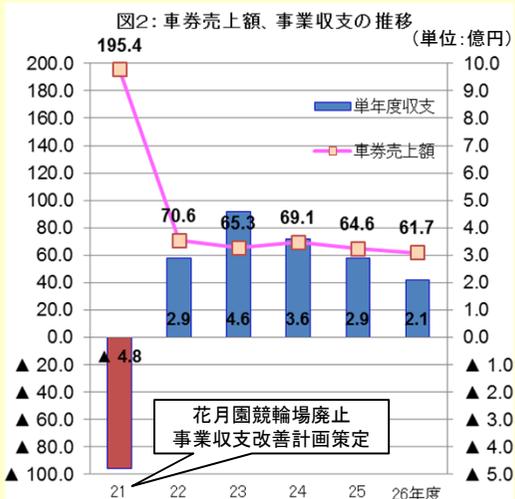


2. 事業収支改善計画の遂行(22年度～26年度)

○神奈川県競輪組合は、交付猶予の協議に伴い作成・提出する事業収支改善計画に基づき、収支改善に取り組んだ。

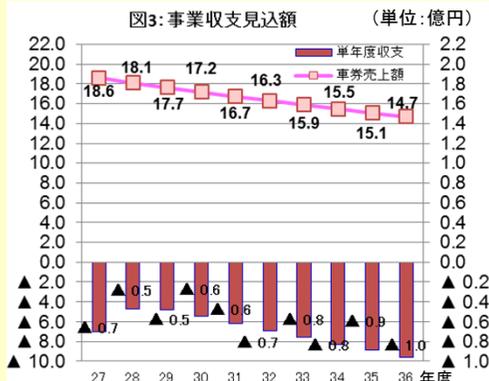
- ・川崎競輪場及び小田原競輪場でのGⅢ等の借上開催(年度平均売上:66億円)
- ・花月園競輪場の廃止(▲5億円)
- ・職員人件費削減(▲1,300万円)
- ・借入金の利子負担軽減(▲2,300万円)
- ・組合債等の既存債務解消(▲13億円)

○結果として、交付猶予等で毎年度2～3億円の単年度収支を確保し、26年度末で13.3億円の基金を保有できた。基金のうち7.8億円を交付猶予された交付金(特例対象交付金)の納付に残し、5.5億円を累積赤字の解消に充て、累積赤字を26年度末で48億円に縮減した。



3. 競輪開催の終了(27年度以降)

○27年度以降は、特例期間終了に伴いGⅢの開催が無くなって売上が大幅に減少し、交付金の交付再開等により、単年度収支の赤字が継続する見込み。
 ○有効な打開策はなく、累積赤字解消の目処が立たないため、事業継続は困難と判断。神奈川県、横浜市及び横須賀市は、26年度末で競輪事業を廃止し、神奈川県競輪組合を解散。



【参考】花月園競輪場廃止後の跡地・施設状況

跡地(県有地)は、関係者の調整の結果、防災公園街区(公園と集合住宅地)としてURが整備と競輪場施設の解体撤去を一体的に実施することとなった。施設は、県と施設所有者との借地権確認訴訟の結果、23年4月5日の和解成立で県が施設所有者に和解金を支払い、施設所有者が県に施設を無償譲渡(所有権移転)。27年2月5日に横浜市が都市計画を決定、3月17日に県とURで締結した売買契約を基に、4月24日に県が土地と施設の所有権をURに移転。

4. 交付金充当の申請内容とその評価

申請内容は、①競輪の開催を停止する期間、②競輪の開催の停止に必要な経費の総額、③競輪の開催の停止に必要な経費に充てようとする交付金の額。
 それぞれの概要及び車両室の評価は以下のとおりであり、同意することが適当と判断。

申請内容	根拠(または説明)	車両室の評価	
①競輪の開催を停止する期間	平成26年11月29日～平成30年3月31日	・停止期間の始期は最後の競輪開催終了後(開催終了日の翌日)。 ・停止期間の終期は解体工事が終了する29年度末日。	
②競輪の開催の停止に必要な経費の総額	(単位:千円) 3,377,885	・停止期間として妥当。	
経費の内訳 ア 従事員離職餞別金 イ 川崎市・小田原市から請求された解決一時金 ウ 競輪場等解体撤去費 ・解体撤去費(スタンド関係) ・解体撤去費(その他施設) ・樹木伐採、伐根等 ・越境消費費用等 ・設計、工事管理費等	26 21,162	・小田原競輪場での借上開催停止に伴う従事員離職餞別金の神奈川県競輪組合の負担分。 ・小田原競輪場で競輪を開催する施行者が年間開催回数に応じて負担することとしている。	
	発生年度	未定	・川崎競輪場、小田原競輪場の借上開催停止に伴う、27年度以降の競輪場使用料収入の損害額として、川崎市・小田原市から請求あり。
	29	3,276,700	・花月園競輪場施設等の解体撤去費としてURが算出。
	29	(2,035,200)	・27年2月5日横浜市が都市計画決定
	29	(653,200)	・27年3月17日神奈川県とURで売買契約締結
29	(322,300)	・27年4月24日神奈川県が土地と競輪場施設の所有権をURに移転	
29	(19,000)	・28年1～3月頃URが解体撤去工事に着手	
29	(247,000)	・29年度中解体撤去工事を終了予定	
③競輪の開催の停止に必要な経費に充てようとする交付金の額	779,000	・競輪の開催の停止に必要な経費の総額が特例対象交付金の額を上回っており、特例対象交付金の全額を充当することとして差し支えない。	